

隣地から伸びてきた樹木の枝や根は勝手に切ってよいか

相談 内容	<p>隣地のけやきの木の枝が私の家の敷地内に伸びてきて、屋根の上を覆うようになってきた。枯葉も落ちて樋を塞ぐなど、迷惑である。隣地は空き家で所有者はわかっているが、東京に居住しているため直接いえない。敷地の境界線内の支障となっている枝は所有者の了解を得ないで切ってよいものか。</p> <p>また、最近けやきの根も私の家の敷地内に伸びてきて、土が盛り上がっているようにも見える。建物の基礎に影響があるのではないかと心配している。これも枝と同様に了解を得ずに切ってしまってよいものか。</p>
回答 内容	<p>民法では、越境した枝と根では扱いが異なります。まず、枝については民法第223条第1項で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」とされ、根については、同条第2項によると、「隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取るができる。」とされています。</p> <p>従いまして、実際に枝が伸びてきていることにより支障があるとすれば、まず相手方に切るよう請求するする必要があります。なお、支障がない場合は請求自体が権利の濫用となる恐れもあります。場合によっては、枝を切ることによってその木が枯れてしまうなど、相手方に損害を与えたり、無断で切り取ってしまった場合は、その行為が不法行為となって、逆に損害賠償を請求されることもあります。枝を切ることの正当性が主張できなければなりません。実際に支障がある場合で、相手が請求に応じない場合は、民法第414条第2項の規定により、相手の所有者の費用をもって第3者に切り取らせることを裁判所に請求することができます。</p> <p>木の根の場合は相手に請求せずとも切り取ることができるとされています。ただし、これも実害がある場合やその恐れがある場合であり、権利の濫用とならないためにも、実際に根を切り取る場合には、隣地所有者へ了解を得て切り取るのが得策です。</p>